

# 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	中勝建設株式会社	代表者氏名	中野 留美子
主たる営業所の所在地	南国市篠原 203-1-2 階		
許可番号	高知県知事許可 (特-4)第 5235 号	許可を受けて いる建設業の 種類	建、大、左、と、石、屋、タ、 鋼、筋、板、ガ、塗、防、内、 絶、具、解

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 12 月 26 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 2 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち公共工事以外の建設工事  (注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。  (注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
2 期間 令和 7 年 1 月 10 日から 1 月 12 日までの 3 日間			
処分の原因となった事実	無許可営業 経営事項審査関係違反		
中勝建設株式会社は、民間工事において、土木一式工事に係る建設業法第 3 条第 1 項の許可を有していないにもかかわらず、建設業法施行令 (昭和 31 年政令第 273 号) 第 1 条の 2 第 1 項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結していた。 併せて、同社は、令和 5 年 9 月 30 日を審査基準日とする経営事項審査において、当該工事が土木一式工事であるにもかかわらず、請負金額を建築一式工事の完成工事高の一部として計上し、事実と異なる内容を記載して申請を行っていたことが判明した。			
その他参考となる事項	-		